

第 9 1 号議案

積立金等返還請求調停に関する和解について
上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

積立金等返還請求調停に関する和解について
積立金等返還請求調停について、下記により和解する。

記

1 相手方

愛知県名古屋市東区葵三丁目 1 5 番 3 1 号
株式会社日本保育サービス
代表取締役 坂井 徹

2 和解の要旨

- (1) 相手方が保有する足立区立五反野保育園の指定管理に係る平成 2 9 年度から令和元年度までの積立金の合計額が次の金額であることを確認する。

金 7 8 , 6 0 0 , 8 4 3 円

- (2) 上記 (1) の積立金のうち、次の金額について区への支払義務がないことを確認する。

金 4 9 , 5 3 8 , 2 9 6 円

- (3) 区は、相手方が区との協議により定めた足立区立五反野保育園の工事（以下「本件工事」という。）を施工することにつき承諾し、相手方は、本件工事を令和 8 年度末までに完了するものとする。また、上記 (1) の積立金のうち、次の金額について本件工事の費用として支出するものとし、指定期間満了時又は指定期間の満了前に指定管理が終了した時点において支出していない残額があるときは、区へ支払うものとする。

金 13,004,640 円

- (4) 上記(1)の積立金のうち、次の金額について足立区立五反野保育園の保育士の処遇改善のための費用として、指定管理期間中に支出するよう努力する。なお、指定期間満了時又は指定期間の満了前に指定管理が終了した時点において支出していない残額があるときは、区へ支払うものとする。

金 10,800,000 円

- (5) 上記(1)の積立金のうち、次の金額について相手方が足立区立五反野保育園の管理運営業務に係る運転資金(施設・設備の緊急修繕工事、人件費等を含む足立区立五反野保育園の管理運営業務に必要な費用)として保有することを認める。ただし、相手方が当該運転資金を支出するにあたっては、事前に区の承認を得るものとする。なお、指定期間満了時又は指定期間の満了前に指定管理が終了した時点において支出していない残額があるときは、区へ支払うものとする。

金 5,257,907 円

(提案理由)

積立金等返還請求調停に関する和解について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、区議会の議決を得る必要があるため、この案を提出いたします。